

消費者契約法 4 1 条に基づく事前請求書

2023年7月5日

〒877-0015
大分県日田市中央一丁目1番24号
ロフティ日田駅前テリオ712号
株式会社 Triple R
代表取締役 石橋 一平 殿

〒233-0002
横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー5階
内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援かながわ
TEL045-349-9729 / FAX045-349-9267
理事長 武井 共夫



前略

当法人は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

2022年3月9日付け「申入書」で指摘したとおり、貴社が運営するウェブサイト（不用品買取センター <https://www.bfh.jp/>）には、問題があると考えられる表示が存在します。

当法人は、貴社からの同年4月8日付け「申入書のご返信」に対する回答として、同年7月15日付け「ご連絡」をお送りしましたが、貴社からの回答はありませんでした。

その後、当法人において貴社が運営するウェブサイトを調査したところ、当法人が申し入れをした貴社ウェブサイトの表示に変更はなく、問題があると考えられる表示が存在します。

貴社が、問題があると考えられる表示を継続することは、消費者被害を断続的に生じさせるものと考えますので、当法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。これにより、本書面が到達したときから1週間を経過し

た後には、当法人は、貴社に対し、景品表示法 30 条 1 項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意ください。

草々

(訴えを提起する予定の裁判所)

横浜地方裁判所

第1 請求の要旨

1 当法人は、貴社に対し、下記対象となる表示記載の表示を行うことの停止を求めます。

2 (対象となる表示)

(1) 表示媒体

「不用品買取センター」のウェブサイト

(<https://www.bfh.jp/>)

(2) 表示内容

ア 表示①

「不用品回収会社口コミ評価満足度 NO.1」

「女性におすすめの不用品回収会社 NO.1」

「高価買取が期待できる不用品回収会社 NO.1」

「不用品回収会社顧客満足度 NO.1」

「不用品回収会社買取価格満足度 NO.1」

「不用品回収会社スタッフ対応満足度 NO.1」

「安心して相談できる不用品回収会社 NO.1」

「不用品回収会社スピード対応満足度 NO.1」

イ 表示②

「最安値を継続中」

「業界最安値」

「業界でも最安値」

ウ 表示③

「本日限定5,000円(税込)」

「本日限定10,000円(税込)」

「本日限定20,000円(税込)」

エ 表示④

「通常価格10,000円(税込)」

「通常価格15,000円(税込)」

「通常価格30,000円(税込)」

オ 表示⑤

「通常価格10,000円(税込)」

「通常価格15,000円(税込)」

「通常価格30,000円(税込)」

「通常価格70,000円(税込)」
「通常価格150,000円(税込)」
「通常価格10,000円(税込)」
「通常価格15,000円(税込)」
「通常価格70,000円(税込)」
「通常価格150,000円(税込)」

第2 紛争の要点

当法人は、下記のとおり、上記表示①は、景品表示法30条1項1号に該当し、上記表示②③④⑤は、同条1項2号に該当すると考えます。

1 表示①②

- (1) 表示①②は、いわゆるNo1表示といわれるものであり、このような表示は、同種の商品等の内容や取引条件に関して比較又は差別化に資するための明確な指標となるものであることから、一般消費者が商品などを選択するに際して、その選択に要する時間の短縮、商品などの内容や取引条件に係る情報収集コストの削減などの効果があり、一般的には消費者にとって有益な情報と位置付けられます。他方で、当該表示は数値指標であり、その客観性・正確性が特に要請されることから、それを欠く場合、一般消費者の適正な商品等の選択を阻害する恐れがあり、同表示については、内容の如何によっては優良・有利誤認表示に該当します。
- (2) 公正取引委員会事務総局作成の「No1表示に関する実態調査報告書」によれば、No1表示が、合理的な根拠に基づくものと認められ、景品表示法の不当表示に該当しないというためには、No1表示の内容が客観的な調査に基づいていること、調査結果を正確かつ適正に引用していること、という2つの要件を充足する必要があります。

そして、引用される調査結果は、当該No.1表示により一般消費者に示された優良性と適切に対応する必要があり、No.1表示の内容が、商品・サービスを実際に利用した者の感想を調査した結果に基づいているかのように一般消費者に認識されるものであるにもかかわらず、引用される調査結果が、商品・サービスを提供している事業者のウェブサイトを見た者による当該ウェブサイトの印象を調査したものに過ぎない(当該商品・サービスを実際に利用したわけではない)場合などは、一般消費者に示された優良性と適切に対応しているとはいえ、合理的根拠に基づく表示とはいえません。

(3) 表示①

ア 表示①は、貴社ウェブサイトを読覧した一般消費者に各表示内容につき、第1位であるかのように認識させる表示です。

この表示は、原告が、被告から、令和3年5月21日付け書面により開示を受

けた「日本トレンドリサーチ調査報告書」(甲7)に基づく表示と思われます。

しかし、同調査報告書によれば、その調査方法は、インターネットを利用したイメージ調査、すなわち、旧ウェブサイトの印象を調査したものにすぎず、調査の際に、不要品買取センター及び他の事業者が提供する同種の役務の利用の有無を確認することなく実施されたものであり、その調査は、表示①に対応した客観的な調査方法で調査されたものとはいえません。

したがって、表示①は、合理的な根拠に基づく表示とはいえません。

イ 以上のとおり、表示①は、合理的な根拠に基づくことなく、表示①の各表示内容につき、第1位であるとの誤認を一般消費者に与えるものであり、「役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示」(以下、「優良誤認表示」という。)に該当します(景表法30条1項1号)。

(4) 表示②

ア 表示②の各表示には、その根拠となる調査結果の具体的な引用はなく、また、具体的な調査が行われた形跡もありません。

したがって、表示②は、合理的な根拠に基づく表示とはいえません。

イ 以上のとおり、表示②は、合理的な根拠に基づくことなく、被告の価格が業界最安値であるとの誤認を一般消費者に与えるものであり、「役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」(以下、この表示を「有利誤認表示」という。)に該当します(景表法30条1項2号)。

2 表示③

(1) 表示③は、いわゆる期間限定表示であり、その表示が、期間経過後も当該キャンペーンが継続して行われていた場合、不当表示の問題が生じます。

(2) 表示③は、「本日限定」という期間内において、契約の申込み又は契約の締結をした場合に限り、表示価格が適用されると認識させる表示です。

しかし、「本日限定」の表示は、少なくとも令和3年9月29日から現在に至るまで表示されており、無限定に当該キャンペーンが継続しています。

(3) 以上のとおり、表示③は、実際は、期間の限定のない価格を「本日限定」価格として表示し、社会一般に許容される限度を超えて、期間内に契約の申込み又は契約の締結をした場合に限り表示価格が適用されるとの誤認を一般消費者に与えるものであり、有利誤認表示(景品表示法30条1項2号)に該当します。

3 表示④

(1) 表示④は、貴社ウェブサイトにおいて、表示③の比較対象価格として表示されて

おり、表示③及び表示④は、いわゆる二重価格表示にあたります。

二重価格表示のうち、「通常価格」のような過去の販売価格を比較対象価格として表示する場合、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」（最近相当期間価格）を比較対象価格とする場合には、不当表示に該当するおそれはありません。

もっとも、同一の商品・役務について最近相当期間価格とはいえない価格を比較対象価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与える表示になります。

- (2) 最近相当期間価格に関しては、表示されている比較対象価格が、当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合には、最近相当期間価格には該当しないとされています。

表示④の「通常価格」の記載が、少なくとも令和3年9月29日から現在に至るまで、表示③と併記して表示されていることからすれば、「通常価格」での販売の最後の日から2週間以上が経過しており、表示④の「通常価格」の記載が、最近相当期間価格でないことは明らかです。

そして、貴社ウェブサイト上には、比較対象価格である「通常価格」が、いつの時点でどの程度の期間販売された価格であるか等を示す表示は一切ありません。

- (3) 以上のとおり、表示④は、最近相当期間価格ではない価格を「通常価格」として表示し、最近相当期間にわたって販売されていた価格であるとの印象を与えるような名称を付して比較対象価格に用いるもので、社会一般に許容される限度を超えて、販売価格が安いとの誤認を一般消費者に与えるものであり、有利誤認表示（景品表示法30条1項2号）に該当します。

4 表示⑤

- (1) 表示⑤は、貴社ウェブサイトにおける価格表示の比較対象価格として表示されており、いわゆる二重価格表示の比較対象価格にあたります。

上記のとおり、最近相当期間価格を比較対象価格とする場合には、不当表示に該当するおそれはありません。

もっとも、同一の商品・役務について最近相当期間価格とはいえない価格を比較対象価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与える表示になります。

- (2) 表示⑤の「通常価格」の記載が、少なくとも令和3年9月29日から現在に至るまで、価格表示と併記して表示されていることからすれば、「通常価格」での販売の最後の日から2週間以上が経過しており、表示④の「通常価格」の記載が、最近相当期間価格でないことは明らかです。

そして、貴社ウェブサイト上には、比較対象価格である「通常価格」が、いつの

時点でどの程度の期間販売された価格であるか等を示す表示は一切ありません。

- (3) 以上のとおり、表示⑤は、最近相当期間価格ではない価格を「通常価格」として表示し、最近相当期間にわたって販売されていた価格であるとの印象を与えるような名称を付して比較対象価格に用いるもので、社会一般に許容される限度を超えて、販売価格が安いとの誤認を一般消費者に与えるものであり、有利誤認表示（景品表示法30条1項2号）に該当します。

第3 結語

以上のとおりですので、適格消費者団体である当法人は、貴社に対し、景品表示法30条1項の規定に基づき、請求の要旨記載のとおり請求いたします。

以上